

戸田市地球温暖化対策条例施行規則

平成22年4月30日

規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、戸田市地球温暖化対策条例(平成21年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(再生可能エネルギー)

第2条 条例第2条第5号の規則で定めるエネルギーは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽熱
- (2) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱
- (3) 小水力
- (4) 地中熱
- (5) 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を熱源とする熱以外のエネルギーであって、市長が別に定めるもの

(特定事業者)

第3条 条例第8条第1項の規則で定める者は、市内に設置しているすべての事業所における燃料(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第2項に規定する燃料をいう。)並びに熱(同条第1項に規定する熱をいう。)及び電気(同項に規定する電気をいう。)の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の規定により原油の数量に換算した量を合算したものが1,500キロリットル以上である事業者とする。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第4条 条例第8条第1項の規定による地球温暖化対策計画の作成は、前条に規定する事業者が該当した年度の翌年度にしなければならない。

2 条例第8条第3項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の規定により地球温暖化対策計画を作成しなければならない年度の7月31日までに地球温暖化対策計画作成(変更)報告書(第1号様式)に添付してしなければならない。

3 条例第8条第3項の規定による変更後の地球温暖化対策計画の提出は、当該変更をした日から30日以内に地球温暖化対策計画作成(変更)報告書に添付してしなければならない。

4 前2項の規定は、条例第8条第6項に規定する地球温暖化対策計画の提出及び変更について準用する。

- 5 条例第8条第6項に規定する地球温暖化対策計画の廃止の報告は、当該廃止をした日から30日以内に地球温暖化対策計画廃止報告書（第2号様式）によりしなければならない。

（地球温暖化対策計画の実施状況の報告）

第5条 条例第8条第4項の規定による地球温暖化対策計画の実施状況の報告は、地球温暖化対策計画を提出した年度の翌年度の7月31日までに地球温暖化対策実施状況報告書（第3号様式）によりしなければならない。

（地球温暖化対策計画の公表）

第6条 条例第8条第3項の規定による地球温暖化対策計画の公表は、インターネットの利用、事業所における備置きその他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により、当該地球温暖化対策計画を提出した年度の翌年度の7月31日までとするものとする。

- 2 条例第8条第5項の規定による地球温暖化対策計画の公表は、インターネットの利用により、当該地球温暖化対策計画が提出された年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までとするものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特定事業者の申出により、市長が業務の秘匿性等が高く、当該事業者の利益を著しく損なう恐れがあると認めた場合は、地球温暖化対策計画の一部を公表しないものとする。

（既存建築物の環境配慮）

第7条 条例第10条の規則で定める建築物は、住宅部分の床面積が4,000平方メートル以上の建築物とする。

（特定建築物）

第8条 条例第11条第1項の規則で定める建築物は、新築の場合にあっては住宅部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物、増築又は改築の場合にあっては住宅部分の増築又は改築に係る床面積の合計が1,500平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物とする。

（特定建築物環境配慮計画の作成等）

第9条 条例第11条第1項の規定による特定建築物環境配慮計画の作成は、特定建築物環境配慮計画書（第4号様式）によりしなければならない。

- 2 条例第11条第1項の規定による特定建築物環境配慮計画の提出は、当該特定建築物環境配慮計画に係る工事の着手の予定の日の21日前までにしなければならない。

- 3 条例第11条第2項の規定による変更後の特定建築物環境配慮計画の提出は、特定建築物環境配慮変更計画書（第5号様式）により、当該変更に係る工事の着手の予定の日の15日前までにしなければならない。

- 4 条例第11条第2項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する

ものとする。

- (1) 床面積の変更を伴わない変更
- (2) 外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化を伴わない変更
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置の変更を伴わない変更

(工事完了の届出)

第10条 条例第12条の規定による工事の完了の届出は、当該工事が完了した日から15日以内に特定建築物工事完了届出書（第6号様式）によりしなければならない。

(特定建築物環境配慮計画等の公表)

第11条 条例第13条の規定による特定建築物環境配慮計画又は工事の完了の届出の公表は、インターネットの利用により、当該特定建築物環境配慮計画又は工事の完了の届出が提出された年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までとする。

附 則

この規則は、平成22年6月1日から施行する。ただし、第7条から第11条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。